

福井しあわせ元気国体 警備・消防防災業務実施要領

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会警備・消防防災基本方針に基づき、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）および会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、警察、消防防災、医療等の関係機関および団体等（以下、「関係機関および団体等」という。）と相互に密接な連携を図り、次に掲げる業務を実施する。

1 実施業務

(1) 自主警備業務

- ア 自主警備体制の確立に関すること。
- イ 雑踏事故、事件等の防止に関すること。
- ウ 交通整理誘導に関すること。
- エ 関係機関および団体等との密接な連携に関すること。

(2) 消防防災業務

- ア 火災その他災害の予防に関すること。
- イ 火災その他災害発生時の情報収集・伝達、避難誘導および消防防災体制（救急・救助体制を含む）の確立に関すること。
- ウ 関係機関および団体等との密接な連携に関すること。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 発生に備えた連絡調整体制および臨時組織体制の整備確立に関すること。
- イ 発生時の情報収集・伝達、避難誘導および救急・救助体制の確立に関すること。
- ウ 発生時の関係機関および団体等との密接な連携に関すること。

2 実施場所

(1) 県委員会

開・閉会式会場、主催する福井しあわせ元気国体（以下「大会」という。）関連イベント会場ならびにその周辺

(2) 会場地委員会

競技会場、練習会場、宿泊施設、主催する大会関連イベント会場およびその周辺

3 業務内容

(1) 大会開催前

別記1「大会準備期間中における実施細目」のとおり

(2) 大会開催中

別記2「大会開催期間中における実施細目」のとおり

4 その他

(1) 広域配宿に係る実施業務

広域配宿に係る実施業務については、広域配宿を実施する会場地委員会が、当該実施場所を管轄する関係機関および団体等と協議し必要な対策を推進する。

(2) 事件・事故防止対策および防火防災対策の推進

県委員会および会場地委員会は、事件・事故防止対策および防火防災対策推進のため、警察・消防機関等へ諸対策の推進を依頼する。

(3) その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

「大会準備期間中における実施細目」

1 業務内容

県委員会および会場地委員会が行う業務は以下のとおりとする。また、県委員会は、会場地委員会が作成する自主警備実施計画、消防防災実施計画および大規模災害・突発重大事案対策実施計画の作成指導を行う。

(1) 自主警備業務

- ア 会場運営管理要綱（仮称）の作成
- イ 自主警備実施計画の作成
- ウ 自主警備体制の整備確立
- エ 実地踏査の実施
- オ 通信体制の整備確立
- カ 施設、構造物の安全対策の推進
- キ 警備員等の人員確保と事前教育・訓練の実施
- ク 関係機関および団体等との連絡協力体制の確立

(2) 消防防災業務

- ア 消防防災実施計画の作成
- イ 消防防災体制（救急・救助含む）の整備確立
- ウ 実地踏査の実施
- エ 通信体制の整備確立
- オ 消防機関と連携した消防防災設備の点検整備および防火安全対策の推進
- カ 防火防災意識の啓発活動の推進
- キ 関係機関および団体等との連絡協力体制の確立

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 大規模災害・突発重大事案対策実施計画の作成
- イ 発生に備えた情報収集・連絡体制の整備確立
- ウ 発生に備えた通信体制の整備確立
- エ 発生に備えた大会参加者（選手・監督、一般観覧者等（以下、「大会参加者」という。）の安全確保および避難誘導體制の整備確立
- オ 発生に備えた救急・救助体制および医療機関等の協力による救急搬送体制の整備確立
- カ 発生した場合の各種対策の周知

「大会開催期間中における実施細目」

1 実施体制

- (1) 県実施本部（仮称）に県警備消防防災本部（仮称）を、会場地市町実施本部（仮称）に会場地市町警備消防防災本部（仮称）を置く。
- (2) 県警備消防防災本部（仮称）は、開・閉会式会場に現地警備消防防災本部（仮称）を、会場地市町警備消防本部（仮称）は必要に応じて競技会場等に現地警備消防防災本部（仮称）を置く。
- (3) 県実施本部（仮称）および会場地市町実施本部（仮称）は、大規模災害・突発重大事案が発生または発生の恐れがある場合、関係機関及び団体等と密接な連携を図りながら迅速的確な初動措置を執るとともに、事案の態様、規模等を勘案し、必要に応じて地域防災計画に基づき、その体制に移行または連携協力する。

2 業務内容

県委員会および会場地委員会が行う業務は以下のとおりとする。また、県委員会は、会場地の消防防災活動状況の把握を行う。

(1) 自主警備業務

- ア 会場管理運営要綱（仮称）及び施設管理規程に基づく会場管理
- イ 自主警備実施計画に基づく自主警備の実施
- ウ 通信手段の確保、運用
- エ 大会参加者の案内および誘導
- オ 関係車両の案内、誘導、交通整理および駐車場利用状況の把握
- カ 入退場者管理（手荷物検査、持ち込み禁止物一時預かり等）
- キ 雑踏警備の実施
- ク 不審者、不審物の発見と適切な対応
- ケ 会場施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理
- コ 犯罪行為等、円滑な大会運営を妨害しようとする者への対応
- サ 迷子、遺失物等への対応
- シ 関係機関および団体等との密接な連携

(2) 消防防災業務

- ア 火災の警戒および初期消火活動
- イ 火災その他災害情報の収集、伝達および通報
- ウ 会場定員管理
- エ 会場等における消防用設備等の点検
- オ 消防ポンプ自動車、救急自動車の配備依頼および通信施設、その他消防防災業務に必要な機械器具等の配備

カ 通信体制の確保、運用

キ 救急・救助および医療機関等の協力による救急搬送の実施

ク 災害発生時における避難経路の確保および避難誘導

ケ 関係機関および団体等との密接な連携

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

ア 発生時における事案の概要、被害状況の把握および交通情報の収集

イ 発生時における大会参加者の安全確保および避難誘導

ウ 発生時における緊急車両の誘導および通行路の確保

エ 発生時における救急・救助および医療機関等の協力による救急搬送の実施

オ 発生時における通信手段の確保、運用

カ 発生時における関係機関との密接な連携

キ 発生時における県及び市町災害対策本部との連携(各対策本部が設置された場合)